

山梨県公報

第二千二百三十二号

平成二十四年

五月三十一日

木曜日

目次

包括外部監査契約の締結	三二五
保安林の指定の予定(二件)	三二五
土地収用事業の認定	三二六
道路の区域変更(三件)	三二七
道路の供用開始	三二八
建築基準法に基づく建築協定の認可	三二八
建築基準法に基づく道路位置指定	三二八
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三二九
個人情報保護条例の施行状況	三二九
行政文書の開示の実施状況	三二九
土地改良区役員の退任及び就任	三三〇
開発行為に関する工事の完了について	三三一

告示

山梨県告示第二〇号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十四年五月七日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 久保嶋仁

住所 山梨県甲府市屋形三丁目五番二十三号

- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第二〇一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所
大月市賑岡町奥山字小和田二七九一、二七九二、二八六五、二八六五の二、二八六六、二八六七、字東原二七七七

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二二二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所
南都留郡山中湖村山中字大久保一三六〇の六一、字大池一四八九の二
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二二〇三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称

社会福祉法人泉茅会

二 事業の種類

ユニット型短期入所生活介護施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 甲斐市竜王字四ツ石地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

ユニット型短期入所生活介護施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

社会福祉法人泉茅会（以下「起業者」という。）は、平成六年十月二十四日に設立され、起業地の近接地である甲斐市竜王地内において平成七年十月、特別養護老人ホームめぐみ荘（第一種社会福祉事業）を開設し、その後、通所介護事業を行うめぐみ荘デイサービスセンター（第二種社会福祉事業）、老人短期入所事業を行う

めぐみ荘ショートステイセンター（第二種社会福祉事業）、認知症対応型共同生活介護事業を行うグループホームめぐみSINCE2004（第二種社会福祉事業）、ユニット型短期入所生活介護施設（第二種社会福祉事業）を開設し、平成二十一年度には厚生労働省の方針に沿った生活環境改善を目的とし、事業認定を受けて特別養護老人ホームめぐみ荘を一部ユニット型介護老人福祉施設へと増改築を行うなど、地域の高齢者福祉事業を行ってきた実績がある。

本件事業の実施に当たり、既に理事会の承認を受け、必要な予算措置を講じていることから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

厚生労働省では、在宅における介護に対し、必要なサービスが提供される地域包括ケアシステムの構築を今後の課題としており、介護が必要な高齢者が、地域で安心して暮らせることを主眼として、介護している家族等の不在や一時的な休養のために、一時的に介護を代替し、家族等のリフレッシュを図る支援サービスであるレスパイトケアについても重要な役割を担うサービスと位置づけている。

レスパイトケアを主な目的とした短期入所生活介護施設（ショートステイ）の利用者数は、近年、増加の一途をたどっており、今後も利用希望者は増加することが見込まれる。

本件事業は、厚生労働省が推進する食事や談話ができる共同生活室を併せ持ち、完全な個室となっているユニット型短期入所生活介護施設であり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第三十七号）（附則第六条第二項の規定により都道府県の条例で定める基準とみなすものとされる厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）をいう。）等に則して整備するものである。

厚生労働省や山梨県では、短期入所生活介護施設を整備する場合には、本件事業のようなユニット型・個室化の整備を推進することとしているが、このような施設は利用希望者に比較して施設、施設収容者数が極めて少ない現状がある。

本件事業の施行により、レスパイトケアの推進が図られ、短期入所生活介護施設の利用待機者の減少が期待できるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考え

られるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防護柵を設置し、日曜日や祝日、夜間には工事を実施せず、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、起業地内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

レスパイトケアの推進を図るため、現在、利用待機者が多く存する短期入所生活介護施設の増設が求められている。

また、特別養護老人ホームへの入所待機者の増加が社会問題となっており、短期的には特別養護老人ホーム入所待機者の受け皿の一つとして短期入所生活介護施設の活用が求められている。

しかし、短期入所生活介護施設の多くは、現在、稼働率が極めて高く、要望の多い緊急時の受け入れにも対応できない状況となっている現状がある。

これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に則して規模を決定し、駐車場については、施設利用状況から必要数を算出し、緑地についても、その効果に鑑み必要最小限の面積にとどめており、いずれも適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用

にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められるので、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲斐市建設産業部建設課

山梨県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町大字十島字枯下八三三番の 四地先から 南巨摩郡南部町大字十島字枯下八三三番の 四地先まで	旧	一四・〇	(メートル)	八〇・〇
	新	一〇・〇		
		一三・五		八〇・〇

山梨県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市桑久保字金子四四三番の二地先から	一〇・〇	一九・四	一七・六	三六・〇
上野原市桑久保字金子四四一番の四地先まで		三一・九		三六・〇

山梨県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市秋山字神野六四三四番地先から	六・六	九・二		六六・四
上野原市秋山字神野六四五六番地先まで				

新	九・六	六六・四
	二〇・一	

山梨県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四一号	斐崎市小田町小田川字下木戸八〇番の二地先から 斐崎市小田町小田川字下木戸七六番の三地先まで	四七・九	平成二十四年五月三十一日

山梨県告示第二百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第七十三条第一項の規定により、清水建設株式会社取締役社長宮本洋一から申請のあったパストラルびゅう桂台第三区建築協定（建築協定認可第二十七号）を認可した。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日

- 平成二十四年五月三十一日
- 二 指定道路の位置
 葦崎市富士見二丁目千五百九十二番一、千五百九十二番七、千五百九十三番一、千五百九十三番八
- 三 指定道路の幅員
 四・一メートル
- 四 指定道路の延長
 四十三・三三メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年五月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県青年海外協力隊を育てる会
 - 2 代表者の氏名 山田一功
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目三番七号
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、山梨県民に対して、国際協力に人的貢献をしている青年海外協力隊の活動を通じて、国際協力及び交流の推進に関する事業を行い、県民の国際理解の促進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年五月二十五日から同年七月二十四日まで

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十三年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。
 平成二十四年五月三十一日

<p>● 行政文書の開示の実施状況 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成二十三年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。 平成二十四年五月三十一日</p>	<p style="text-align: center;">山梨県知事 横 内 正 明</p>
--	--

<p>● 行政文書の開示の実施状況 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成二十三年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。 平成二十四年五月三十一日</p>	<p style="text-align: center;">山梨県知事 横 内 正 明</p>
--	--

<p>一 行政文書の開示の状況</p> <p>開示請求 六五六件</p> <p>開示決定 五五〇件</p> <p>全部開示決定 一六一件</p> <p>一部開示決定 三八九件</p> <p>不開示決定 五二件</p> <p>取下げ 五四件</p> <p>不服申立て 〇件</p> <p>不服申立てに対する裁決又は決定 一件</p> <p>二 実施機関別の請求の状況</p> <p>五三二件</p>	<p style="text-align: center;">山梨県知事 横 内 正 明</p>
--	--

- 議会 九件
- 教育委員会 四五件
- 選挙管理委員会 一四件
- 人事委員会 三件
- 監査委員 二件
- 労働委員会 一件
- 公営企業管理者 四件
- 警察本部長 五一件
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構 四件
- 公立大学法人山梨県立大学 一件

◎ 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西沢堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十四年五月三十一日

一 退任 山梨県知事 横内 正 明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	深澤 健	北杜市高根町下黒澤一〇八九 一	平成二十四年三月三十一日
同	浅川 文彦	同 上黒澤二二〇〇	同
同	古屋 三雄	同 上黒澤一六六	同
同	古屋 朝布	同 上黒澤一〇五一	同
同	広瀬 英勝	同 上黒澤七二八	同
同	黒倉 三憲	同 上黒澤六六一	同
同	歌田 文人	同 上黒澤二二四二	同
同	歌田 優	同 上黒澤一六五三	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	大黒 薫	北杜市高根町上黒澤八二九一	平成二十四年四月一日
同	植松 俊彦	同 下黒澤二七八四	同
同	古屋 年彦	同 上黒澤一七四一	同
同	中澤 勇次	同 下黒澤二〇〇五	同
同	永関 茂	同 下黒澤一八〇三 一七	同
同	内藤 太喜	同 下黒澤一六三八	同
同	小野 幸男	同 下黒澤七〇七	同
同	小野 勝	同 下黒澤七四八	同
同	田中 司郎	同 下黒澤九四八	同
同	川久保保之	同 下黒澤二八六七	同
同	櫻井 秀樹	同 下黒澤二七五〇	同
同	輿石 芳一	同 下黒澤一九三二	同
同	深澤 清敏	同 下黒澤一六四四 二	同
同	古屋 富蔵	同 上黒澤八六一	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
樋口 間	八巻 勝次	古屋 匡祥	政門 力	櫻井 博	朱膳寺辰雄	八巻 政彦	老松 正樹	内藤 久敬	宮澤 和明	永関 一男	中澤 隆雄	歌田 直	歌田 治文	青木 文輝	黒倉 進	広瀬 芳一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
下黒澤一八八	下黒澤九五六	下黒澤二二六	下黒澤一九六	下黒澤二七四七	下黒澤九六〇	下黒澤二五二五	下黒澤七六一	下黒澤二三〇〇	下黒澤一五八三	下黒澤一七四六	下黒澤二〇三九	上黒澤一五六〇	上黒澤二二八七	上黒澤二一五二	上黒澤六二〇一	上黒澤七六三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十四年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市高根町村山西割字吹上四二八三の五〇の一部、四二八三の二二五の一部、四二八三の一三四、四二八三の一三五、四二八三の一三九の一部、四二八三の一四四、四二八三の一四五、四二八三の一四九、四二八三の一五〇、四二八三の二〇三、四二八三の二〇六の一部、四二八三の二一四の一部及び四二八三の二二五の一部並びに大泉町西井出字古林八五六の二五六の一部及び水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区雷門二丁目二番六号 ジー・エル・エー総合本部 代表役員 関芳郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番